

## 美浜町空家等対策における寄附採納願の事務取扱要領

### 1 寄附採納願の様式について（様式第1）

土地及び家屋、付帯設備

### 2 寄附者の意思の確認について

#### ① 寄附者の意思を尊重する。

（確認事項）本要領における寄附採納は、本町の空家及び空地対策、定住者の増加を目的に寄附を受けるものであるため、将来の公共事業のみならず他の所有者に無償で譲り渡す事を趣旨としていること。

#### ② 後日トラブルが生じない配慮をする。

- ・ 必ず本人に自署させるとともに押印をもらうこと。
- ・ 寄附の目的、きっかけとその内容の妥当性を考慮すること。
- ・ 信ぴょう性を調査すること。（特殊なものに限る）

### 3 町の意思決定について

#### ① 寄附採納受入れ基準（別表1）にすべて適合するかを確認すること。

#### ② 寄附採納決議書（様式第2）により決裁を得ること。

#### ③ 決裁後、寄附受入決定通知書（様式第3）を寄附者に対し交付すること。

### 4 寄附採納願の添付書類について

土地、家屋及び付帯設備

（寄附額の算定を行うために使用するため必要に応じて提出。本町にて取得できる場合は除く。）

- ・ 評価額を証する書面
- ・ 登記簿謄本、公図の写し、位置図

### 5 表彰等について

#### ① 町表彰審査委員会に対する表彰具申

価格100万円以上の寄附

（美浜町表彰条例第2条第7号）

#### ② 感謝状の贈呈

価格50万円以上の寄附

## 6 町広報紙への掲載について

寄附受入決定後速やかに登載すること。ただし寄附者の意向により登載しないことができる。

## 7 その他

同一人による寄附に対し、各主管課別に受け入れる必要がある場合、被表彰者としての該当の有無を確認するために寄附採納願の写しを1部秘書課秘書人事係へ提出すること。

## 9 施行日

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

